

8	介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	
イ	介護予防短期入所生活介護費	
(1)	単独型介護予防短期入所生活介護費	
(-)	単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	486単位
b	要支援2	603単位
(二)	単独型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	524単位
b	要支援2	652単位
(2)	併設型介護予防短期入所生活介護費	
(-)	併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	458単位
b	要支援2	569単位
(二)	併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	502単位
b	要支援2	617単位
ロ	ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(1)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(-)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	567単位
b	要支援2	690単位
(二)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	567単位
b	要支援2	690単位
(2)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

△ 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

8	介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	
イ	介護予防短期入所生活介護費	
(1)	単独型介護予防短期入所生活介護費	
(-)	単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	461単位
b	要支援2	572単位
(二)	単独型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	495単位
b	要支援2	615単位
(2)	併設型介護予防短期入所生活介護費	
(-)	併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	433単位
b	要支援2	538単位
(二)	併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	473単位
b	要支援2	581単位
ロ	ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(1)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	
(-)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	539単位
b	要支援2	655単位
(二)	単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	539単位
b	要支援2	655単位
(2)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	

(-)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	536単位
b	要支援2	666単位
(二)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	536単位
b	要支援2	666単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所において

(-)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I)	
a	要支援1	508単位
b	要支援2	631単位
(二)	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II)	
a	要支援1	508単位
b	要支援2	631単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）（同条第2項の規定の適用を受けるもの及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定介護予防サービス基準第132条第4項に規定する併設本

は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護予防サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

(新設)

4 医師が、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用する

施設の入所者又は入院患者の合計数、以下この注3において同じ。）が100を超える指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護予防サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。介護予防特定施設入居者生活介護費の注2において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を一名以上配置していること。
- (2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この号において「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。
- (3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

5 医師が、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用する

- 39 -

ことが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。

6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所

ことが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所

- 40 -

生活介護費は、算定しない。

ハ 療養食加算 23単位
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。

ニ サービス提供体制強化加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

生活介護費は、算定しない。

ハ 療養食加算 23単位
 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。

ニ サービス提供体制強化加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
 介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員以下同じ。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

ホ 介護職員処遇改善加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

(2) 通所介護費等算定方法第十七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
 (2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員）の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
 (2) イ(2)に該当するものであること。

三 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (1) 指定介護予防短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員）の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 (2) イ(2)に該当するものであること。

ホ 介護職員処遇改善加算
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準イ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇

用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

- (6) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ イの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

ハ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ニ ハについて、全ての介護職員に周知していること。

- (8) 平成二十七年四月からロの届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ (1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

ロ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

ロ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

ア 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

ロ アについて、全ての介護職員に周知していること。

- (3) 平成二十年十月からイの届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員

i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(i)		
i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(ii)		
i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(iv)		
i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位
(三)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(i)		
i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(ii)		
i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(iii)		
i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(iv)		
i	要支援 1	650単位
ii	要支援 2	807単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サー

i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(i)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(ii)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(iv)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
(三)	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(i)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
b	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(ii)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
c	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(iii)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
d	ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(iv)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サー

ビス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、リハビリテーション機能強化加算として、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算

ビス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

(削除)

4 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

5 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算

- する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ロ)若しくは(ハ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ニ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ヘ)若しくは(ヘ)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ホ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(コ)若しくは(コ)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- 12 (1)ロ及び(1)ハ並びに(2)ロ及び(2)ハについて、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣

- する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 8 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(イ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ロ)若しくは(ロ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ニ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ヘ)若しくは(ヘ)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ホ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(コ)若しくは(コ)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- 11 (1)ロ及び(1)ハ並びに(2)ロ及び(2)ハについて、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣

- 臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- 13 (1)ロ及び(1)ハ並びに(2)ロ及び(2)ハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- (3) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (4) 緊急時施設療養費
- 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。
- (一) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位
- 注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- 2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
- (二) 特定治療
- 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を

- 臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- 12 (1)ロ及び(1)ハ並びに(2)ロ及び(2)ハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- (3) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (4) 緊急時施設療養費
- 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。
- (一) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位
- 注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- 2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
- (二) 特定治療
- 注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点

乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
- ㊧ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- ㊨ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
- ㊧ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位
- ㊨ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- ㊩ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ㊦ 指定介護予防短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
- ㊧ 通所介護費等算定方法第十八号イに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ㊦ 指定介護予防短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
- ㊧ イ(1)㊦に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業

- 所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ㊦ 指定介護予防短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
- ㊧ イ(1)㊦に該当するものであること。

三 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ㊦ 指定介護予防短期入所療養介護を行う介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護又は介護保健施設サービスを利用者又は入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
- ㊧ イ(1)㊦に該当するものであること。

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- ㊧ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ㊦により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ㊨ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ㊦により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- ㊧ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- ㊨ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ㊦により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ㊩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ㊦により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合す
ること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市の市長。)に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、労働安全衛生法(昭和三十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和三十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - イ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - ロ イの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- 53 -

ロ 介護職員処遇改善加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
 - (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ロ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
 - (3) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算(III) 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 三 介護職員処遇改善加算(IV) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

- (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
 - イ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
 - a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

- (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
 - イ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
 - a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)

- 54 -

(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(+) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費	
(I)	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	782単位
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費	
(II)	
a 要支援1	625単位
b 要支援2	782単位

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

a 要支援1	623単位
b 要支援2	780単位
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(+) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費	
(I)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位
(-) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費	
(II)	
a 要支援1	605単位
b 要支援2	762単位

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 イ～ハ (略)
 ニ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)(i)又は(II)(ii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

- (+) 療養病床を有する病院(医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。
- (-) 当該介護予防指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等(当該療養病棟における指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の利用者及び入院患者をいう。)の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 四～ハ (略)
- (2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)(i)又は(II)(ii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 - (+) (I)に該当するものであること。
 - (-) 次のいずれにも適合すること。
 - a 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - b 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰(かくたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - (三) 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
 - a 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - b 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - c 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

- 四 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
- (五) 地域に貢献する活動を行っていること（平成二十七年年度に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが見込まれることを含む。）。
- (3) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)(a)又は(b)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (2)の規定を準用する。この場合において、(2)(□)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(□)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
- (4) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)(i)又は(ii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) (1)(一)、(二)及び四から(六)までに該当するものであること。
 (二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (5) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)(i)又は(ii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) (4)に該当するものであること。
 (二) (2)(□)から(五)までの規定を準用する。この場合において、(2)(□)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(□)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
- (6) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) (1)(一)、(二)及び四から(六)までに該当するものであること。
 (二) 当該療養病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ホ 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (1) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) (略)
 (二) 当該療養病棟における看護職員の数、常勤換算方法で、

- 入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該療養病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 四～(六) (略)
- (2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) 当該療養病棟における看護職員の数、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。
 (二) (略)
- ヘ ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (1) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) (略)
 (二) 当該療養病棟における看護職員の数、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 (三) 当該療養病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- 四 (略)
- (2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) (1)に該当するものであること。
 (二) (2)(□)から(五)までの規定を準用する。
- (3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
 (一) (1)に該当するものであること。
 (二) (2)(□)から(五)までの規定を準用する。この場合において、(2)(□)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(□)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

のとする。

(4) (略)
ト～ル (略)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(iii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(iii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)又は認知症患者経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニット(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護老

人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室又は病室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。ロにおいて同じ。)(定員が一人のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは(iii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは(iii)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは(iii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、(iii)若しくは(iv)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは(iii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、(iii)若しくは(iv)、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症患者経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護に係る別

に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

- ハ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは(ⅲ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)若しくは(ⅴ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又は認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)の認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。ニにおいて同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

- ニ ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)若しくは(ⅲ)、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)若しくは(ⅴ)、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)若しくは(ⅴ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)若しくは(ⅴ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又はユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。こと。

- 63 -

療養介護費(ⅳ)、(ⅴ)若しくは(ⅵ)、ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又はユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)のユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。こと。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位数を所定単位数から減算する。

4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	14単位

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位数を所定単位数から減算する。

4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(Ⅰ)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)	14単位

- 64 -

ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)

7単位

- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ニ 夜間勤務等看護(Ⅳ)

7単位

- 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

- 65 -

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費
- 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (7) サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費
- 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (7) サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、

- 66 -

利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
- ㊧ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- ㊨ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
- ㊧ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位
- ㊨ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- ㊩ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

- イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ
 - (2) 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ㊦ 指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)、当該指定介護予防短期入所療養介護を行う病室(以下「病室」という。))又は当該指定介護予防短期入所療養介護を行う認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。
 - ㊧ 通所介護費等算定方法第十八号ロ又はハに規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ
 - (2) 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ㊦ 療養病棟、病室又は認知症病棟の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
 - ㊧ イ(2)㊦に該当するものであること。
- ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - (2) 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ㊦ 療養病棟、病室又は認知症病棟の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。
 - ㊧ イ(2)㊦に該当するものであること。

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (Ⅰ)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- ㊧ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ㊦により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ㊨ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ㊦により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

うち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

- ㊦ イ(2)㊦に該当するものであること。
- 三 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - (2) 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ㊦ 指定介護予防短期入所療養介護を行う療養病棟、病室又は認知症病棟の指定介護予防短期入所療養介護又は介護療養施設サービスを利用者又は入院患者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - ㊧ イ(2)㊦に該当するものであること。

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ㊦ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (Ⅰ)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- ㊧ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (Ⅰ)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- ㊨ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ㊦により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ㊩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ㊦により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市の市長。）に届け出ていること。
- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - ㊦ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - ㊧ ㊦の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ㊨ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - ㊩ ㊨について、全ての介護職員に周知していること。

- 69 -

- (8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - ㊦ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - ㊧ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
 - (3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつロ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅳ イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- (1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
 - ㊦ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	539単位
ii 要支援2	669単位
 - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

- ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- (1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）
 - ㊦ 診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅰ

a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	507単位
ii 要支援2	637単位
 - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

- 70 -

i 要支援1	601単位
ii 要支援2	752単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	471単位
ii 要支援2	583単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	538単位
ii 要支援2	673単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	608単位
b 要支援2	761単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	608単位
b 要支援2	761単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	

i 要支援1	534単位
ii 要支援2	664単位
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(m)	
i 要支援1	525単位
ii 要支援2	655単位
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(n)	
i 要支援1	564単位
ii 要支援2	715単位
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	
i 要支援1	596単位
ii 要支援2	747単位
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(w)	
i 要支援1	585単位
ii 要支援2	736単位
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1	451単位
ii 要支援2	563単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	
i 要支援1	514単位
ii 要支援2	649単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	
a 要支援1	589単位
b 要支援2	742単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 要支援1	616単位
b 要支援2	769単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	760単位
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	
a 要支援1	589単位
b 要支援2	742単位
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	

- 71 -

(新設)	
(新設)	
(新設)	

注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

a 要支援1	616単位
b 要支援2	769単位
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	
a 要支援1	607単位
b 要支援2	760単位

注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
イ～ト (略)
チ 診療所介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)(ii)又は(m)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
(一) 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。
(二) 当該指定介護予防短期入所療養介護を行う病室(医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。)における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等(当該病室における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。)の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
(三) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
四～(七) (略)

- 72 -

- (2) 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)(ⅱ)又は(ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)に該当するものであること。
- (二) 次のいずれにも適合すること。
- a 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
- b 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰(かくだん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (三) 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
- a 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- b 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- c 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- 四 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
- (四) 地域に貢献する活動を行っていること(平成二十七年度に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが見込まれることを含む。)
- (3) 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)(ⅱ)又は(ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)に該当するものであること。
- (二) (2)(三)から(四)までの規定を準用する。この場合において、(2)(三)a中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と、(2)(三)b中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、(2)(三)c中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
- (4) 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(二)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

- 73 -

- (一) 当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- リ ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (1) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)又は(ⅳ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (一) (略)
- (二) 当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又は(ⅴ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)に該当するものであること。
- (二) (2)(三)から(四)までの規定を準用する。
- (3) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)又は(ⅴ)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)に該当するものであること。
- (二) 二(2)(三)から(四)までの規定を準用する。この場合において、二(2)(三)a中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と、二(2)(三)b中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、二(2)(三)c中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
- ヌ～カ (略)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)若しくは(ⅱ)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)の介護老人保健施設介護予防

- 74 -

